| 補助事業名 | 運送事業者への次世代自動車普及促進補助事業 |
|-------------|---|
| 補助事業の目的 | 自動車からの排出ガスによる地域の大気環境の改善に資するため、国(国土交通省)と協調して補助することにより、事業用トラック、事業用バス及び事業用タクシーについて、環境対応車(天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラック及び燃料電池タクシーに限る。)の導入を促進し、県民の健康の保護や生活環境の保全を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | (1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 県内に使用の本拠を置く天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラック を導入する民間運送事業者及び当該事業者にそれらをリースする事業者。 ただし、国(国土交通省)の「自動車環境総合改善対策費補助金(事業 Ⅲ)」の対象となる者と同一の者(天然ガスバス、天然ガストラック、優良ハイブ リッドバス、優良ハイブリッドトラックを導入又はリースする者に限る。)とする。 イ アに補助する市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市)。 |
| | (2) 燃料電池タクシーを導入する場合 市町(神戸市、姫路市、尼崎市) |
| 補助対象経費 | (1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 導入自動車の車両本体価格(天然ガス自動車への改造に要する経費を含む。) ただし、あらかじめ所有する使用過程自動車を天然ガス自動車に改造する 場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。 イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、アについて市が補助した経 費。 |
| | (2) 燃料電池タクシーを導入する場合 当該市域内に使用の本拠を置く燃料電池タクシーを導入する民間運送事業 者及び当該事業者にそれらをリースする事業者等に対し、市町がその経費について行う補助額。 ただし、燃料電池タクシーを導入する事業者は、国(国土交通省)の「自動車環境総合改善対策費補助金(事業 I)」の対象となる者と同一の者(燃料電池タクシーを導入又はリースする者に限る。)とする。 |
| 補助率 | (1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 1/3 イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、1/6 |
| | (2) 燃料電池タクシーを導入する場合 補助事業の対象となる経費の1/2 |
| 補助金の額 | (1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 当該補助対象経費と通常車両価格との差額(国の「自動車環境総合改善対 策費補助金に関する運用方針」に定める額を上限とする)に1/3を乗じて得た 額から、寄付金その他の収入額を控除した額以内とする。 なお、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。 イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、補助対象経費の1/2以内 なお、千円未満の端数があるときは、市ごとにこれを切り捨てるものとする。 |
| | (2) 燃料電池タクシーを導入する場合 500千円(定額) |

| 関係条項 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 第3条(交付申請) | (添付書類) (1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-1から1-3までのいずれか) イ 見積書(改造費が明記されているもの)の写し ウ 国の負担を証する書類(補助金交付申請までに知事に提出が困難な場合は、確約書)(補助事業の対象となる者(1)のイの場合は不要) (2) 燃料電池タクシーを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-4) イ 市町の補助金交付要綱 ウ 見積書(車両本体価格が明記されているもの)の写し (指定期日)別に指定する日 |
| 第7条第1項 (事業の変更承認) | (軽微な経費配分の変更) |
| | (軽微な事業内容の変更) |
| 第7条第1項 (交付決定額の変更) | (添付書類)第3条の添付書類に準じる。 |
| | (指定期日)別に指定する日 |
| 第9条第1項 (遂行状況報告) | (報告事項) |
| 第11条(実績報告) | (添付書類) (1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(別紙様式2-1から2-3までのいずれか) イ 請求書及び領収書の写し等の支払が確認できる書類 ウ 自動車検査証の写し エ 国の負担を証する書類(交付決定通知書等)(補助事業の対象となる者 (1)のイの場合は不要) (2) 燃料電池タクシーを導入する場合 ア 補助対象事業の概要(別紙様式2-4) イ 事業者からの実績報告書の写し ウ 請求書及び領収書の写し等の支払が確認できる書類 エ 自動車検査証の写し オ 市町補助金交付確定通知書の写し (指定期日) (1) (2) のうち早い日 (1) 事業終了日と国の負担を証する書類発行日のうち遅い日から30日以内 (2) 令和5年4月10日 |
| 第19条第1項 (財産処分の制限) | (処分制限期間) 補助事業の対象となる者(1)のアについては、国(国土交通省)の「自 動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」及び「自動車環境総合改善対策 費補助金に関する運用方針」に定める期間 (補助事業の対象となる者(1)のイ及び(2)については該当無し) |